

【講演】 国際協同組合年と生協の役割（富沢賢治）

国際協同組合年と生協の役割

富沢賢治（聖学院大学大学院・教授「当時」、一橋大学名誉教授）

（本稿は、「埼玉県生活協同組合連合会2012年3月15日、さいたま共済会館における講演用原稿です。2012国際協同組合年実行委員会委員・協同組合憲章検討委員会委員長）

国際協同組合年について

I 協同組合が必要な時代状況

1. 世界の現状（別紙）

2. 現代社会の動向

- ① グローカリゼーション（グローバリゼーションとローカリゼーションの同時進行）。
- ② 「官から民へ」。
- ③ 伝統的共同体の衰退と新しい共同体（個人の自発性にもとづく連帯社会）の未成熟。

3. 非営利・協同組織の急増

市民主体の非営利・協同組織は、世界資本主義が低成長期に入った1970年代以降、世界各地で急増している（詳論について、富沢賢治『社会的経済セクターの分析―民間非営利組織の理論と実践』岩波書店、1999年、参照）。

日本でも1970年代以降、非営利・協同セクターが拡大しつつある。日本の非営利・協同セクターを構成する組織として、協同組合、共済組織、NPO、NGO、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人などが存在する。とくに特定非営利活動促進法（1998年）の成立後は、NPOの増加が著しい（特定非営利活動法人の数は、2011年8月末現在で4万5千190）。そのほかに法人格をもたない非営利・協同組織が多数存在する。

最近では、法人格の如何を問わず、また、法人格の有無を問わず、「ビジネスの手法を活用して社会的課題の解決をめざす組織」が、「社会的企業」という名称で括られ、世界各地で急成長している。

II 協同組合に対する国際的評価の動向

1. 国連の協同組合評価の背景

国連による協同組合に対する評価は、ここ10年ほどで格段の高まりを見せている。

なぜ国連は、協同組合を高く評価するに至ったのか。その背景として、1980年代以降の世界的規模での貧困と格差の拡大がある。貧困問題を解決するためには、大企業に依拠する経済成長だけでなく、地域社会に根ざす住民の自主的な互助組織としての協同組合の発展を支援する必要があるという認識が、一般化していったのである。

世界的な規模の貧困悪化の原因は何か。日本の外務省は、この間の事情をつぎのように要約している。

「1980年代には、多くの途上国で市場経済メカニズムに依拠する構造調整政策を通

じた開発手法が用いられましたが、この手法はしばしば順調に進まず、また貧困の悪化をも引き起こすことがありました。その反省もあり1990年代には貧困に関する関心が高まり、1995年の世界社会開発サミットでは、人間中心の社会開発を目指し、世界の絶対的貧困を半減させるという目標が提示されました」（外務省「ミレニアム開発目標とは」外務省ホームページ、2011年10月30日）。

世界銀行の定義（1993年）によると、絶対的貧困とは、1日の所得が1ドル以下の生活である。国連開発計画の委託を受けた2000年度『人間開発白書』によると、1日ドル以下で生活している絶対的貧困層は、1995年の10億人から12億人に増加した。世界銀行は2008年に絶対的貧困層の基準を1日1.25ドルの生活に改訂したが、この基準によると、2005年で約14億人（世界の4人に1人）が絶対的貧困層に該当するとされる。また、1日2ドル以下で暮らしている人は、世界人口の約半分にあたる30億人と推定されている。

2009年には、世界史上はじめて飢餓人口が10億2000万人を超えて「世界の6人に1人が栄養不良」状態になり（国際連合食糧農業機関・FAO）、飢えと栄養不足が、世界第1位の死亡原因となった（世界保健機関・WHO）。

世界人口の裕福な1%の人びとの所得の合計額が、もとも貧しい57%の人びとの所得合計額と同じになっている。また、1000人の子どもが生まれたとして、5歳前に死亡する子ども

もは、先進諸国で6人であるのに対して、開発途上国では87人（サハラ以南のアフリカ諸国では175人）となっている。2008年のリーマン・ショック以降、状況はさらに悪化している。「今回の危機『国際金融危機』で9千万人が絶対的貧困に転落すると見られており、これまで途上国が長年にわたって営々と築きあげてきた開発の成果を一挙に奪い去ってしまう可能性がある」と述べられている（第79回世銀・IMF合同開発委員会における日本国ステートメント）2009年4月26日）。

このような状況に直面した国連は、2000年に21世紀の国際社会の目標として「国連ミレニアム宣言」を採択した。「ミレニアム開発目標」は、国際社会の支援を必要とする課題に対して、8つの目標を掲げたものであるが、「極度の貧困と飢餓の撲滅」が第1目標とされた。

「極度の貧困と飢餓の撲滅」という国際社会の第1目標は、ICA（国際協同組合同盟）の第1目標と一致している。1980年のICA大会決議『西暦2000年における協同組合』は、世界の協同組合が取り組むべき第1優先分野を「世界の飢えを満たす協同組合」として、つぎのように述べている。

「協同組合が一番成果をあげたのは、農業や食糧にかかわる多くの分野であった。」「協同組合が人類に対してなしうる最大の貢献は、全世界的観点からすれば、食糧の分野であり、世界の飢餓を征服することである」（日本協同組合学会・訳編『西暦2000年における協同組合「レドロー報告」』日本評論社、1989年、156～158ページ）。

2. 2001年の国連総会決議

「極度の貧困と飢餓の撲滅」という目標を実現するために国連が重視したのは、協同組合であった。国連ミレニアム宣言の翌年に国連総会は「社会開発における協同組合」（2001年12月28日）という決議を採択した。

この国連総会決議のポイントを引用しよう（引用は、原文通りではなく、読みやすくするために要約し改訳してある。以下同様）。

国連総会は、「さまざまな形の協同組合が、女性や若年者、高齢者、障害者等あらゆる人びとによる社会開発への最大限可能な参加を促進し、また経済・社会開発における主要な要素になりつつあることを認識し」、「協同組合を支援するような環境を確保し、協同組合の目標達成の助けとなるよう、その可能性を保護・促進する観点から、適宜、協同組合の活動に適用される法制度の見直しを各国政府に奨励」し、「社会開発目標の達成、特に貧困の撲滅と雇用の創出、社会統合の促進のために協同組合の可能性を開発」するよう、政府に求める

3. 2002年のILO総会決議

2001年の国連総会決議に引き続き、翌年の2002年にはILO（国際労働機関）の第90回総会で「協同組合の振興に関する勧告」（6月20日）が決議されている。

ILO総会は、「雇用創出、資源の動員、投資の創出及び経済に対するその寄与の面での協同組合の重要性を認識する」として、各国に対して19項目の勧告をしているが、そのなかでつぎのような斬新な社会観を示している。

「地域社会の社会的・経済的ニーズにこたえるために、協同組合を含む独自の経済セクターを確立し拡大させることが必要である。」「均衡のとれた社会は、政府セクターと営利企業セクターだけでなく、協同組合、共済団体などを含む社会的セクターを必要とする。そのため、政府は、協同組合を支援するための政策と法的枠組みを提供すべきである。」

4. 2004年のEU通達

EU（欧州連合）は、域内における経済的・社会的格差を是正するために、早くから協同組合の重要性に着目している。2004年2月23日の通達「ヨーロッパにおける協同組合の振興について」（欧州委員会から、欧州理事会、欧州議会、欧州経済社会評議会、地域委員会へのコミュニケーション）は、「すべての協同組合は、その組合員の経済的利益のために活動するが、一方で、それに加えて一部の協同組合は、組合員およびより広範なコミュニティの利益

のために社会的また環境保護の目標を達成する活動に取り組んでいる」と記述して、協同組合の新しい動向に注目している。そのうえで、この通達は、「雇用政策、社会的統合、地域開発、農村開発、農業などの分野において、協同組合の役割がますます重要かつ明確になっている」として、「さまざまなコミュニティ・プログラムや政策において協同組合の存在をさらに活用し促進すべきである」と強調している。

5. 2009年の国連総会決議

2009年の国連総会は、2008年のリーマン・ショック以降の世界的な市場経済の混乱のなかで開催された。12月18日の総会決議「社会開発における協同組合」は、協同組合に対する上記のような国際的評価の流れをさらに加速するものとなった（資料1、参照）。

Ⅲ 国際協同組合年への日本の対応

1. 2012年国際協同組合年全国実行委員会

国際協同組合年の基本的な目的は、①協同組合についての社会的認知度を高めること、②協

同組合の発展を促進すること、③協同組合の発展を促進するための政策を定めるよう政府に働きかけることである。

これらの目的に向かって現在、国内外で様々な取り組みがなされている。国際的には国連やICAが中心となった活動が展開され、多くの国では実行委員会が設立されている。

日本では2010年7月に2012年国際協同組合年全国実行委員会（以下、実行委員会）が結成された。

実行委員会は、東日本大震災からの復旧・復興がまだとげられていない現状に鑑み、国際協同組合年の3大目的のほかに、「東日本大震災からの復旧・復興」を日本独自の目的として附加している。この4大目的のうちでも実行委員会は、実行委員会に参加する協同組合が協同して取り組むことができるテーマである「社会・経済に対する協同組合の貢献についての認知度の向上」に重点を置いて活動を展開している。

その具体的な計画案としては、「協同組合リーフレット等の普及、国際協同組合年記念イベントの開催、広告を通じた情報発信」などがあるが、そのほかとりわけ重要な計画案として、「協同組合憲章制定の働きかけ」がある。その内容は、「実行委員会で確認した協同組合憲章草案をもつて、政府に対してその制定を働きかけ、制定等を通じて、草案に掲げた諸政策の実現を期する」とするものである。

実行委員会のもとに設置された協同組合憲章検討委員会（以下、検討委員会）は、第3回実

行委員会（2012年1月13日）に草案の最終案を提案し、確認を得た。

このようにして策定された協同組合憲章草案（以下、憲章草案）は、今日の協同組合の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示すとともに、政府が協同組合政策に取り組みにあつた際の基本原則と行動指針を示すものとなっている。なお、協同組合憲章に「草案」という名称を付加したのは、政府に「協同組合憲章」の制定を働きかけるための「草案」であるという意味合いがあるからである。

2. 協同組合憲章の策定

（1）憲章の意味

憲章は、「原則的なおきて」である（『広辞苑』）。より詳しく述べると、「重要な事柄に関して定めた根本的なおきて」である（『明鏡国語辞典』）。さらに詳しく述べると、「重要で根本的なことを定めた取り決め。特に、基本的な方針や施策などをうたった宣言や協約」である（『デジタル大辞泉』）。

英英辞典によると、Charter（憲章）とは、「ある特定のグループが有する権利について述べた文書」あるいは「組織の原則と目的について述べた文書（たとえば憲法）」である（Oxford Advanced Learner's Dictionary, 7th Edition）。

（2）憲章の歴史

憲章という言葉は、国と時代によって異なっており、以下のように、基本的には「従うべき規範」という意味合いが強い。

イギリスの「大憲章」（マグナ・カルタ）は、1215年、貴族、僧侶および彼らを支持する市民がジョン王の王政に反抗して、彼らの要求書を王に認めさせたものであり、王の徴税権の制限、法による支配などを明文化している。為政者の権力の独裁的行使を規制するための憲章であり、イギリス立憲制の基礎を築いた。

イギリスの「人民憲章」は、1837年に起草された請願書であり、成年男子選挙権、無記名投票、議員の財産資格の撤廃、議員への歳費の支給、平等選挙区制、毎年選挙の6か条から成る。この憲章は、1832年の選挙法改正に不満であった中産階級と労働者階級の人たちに支持された。1848年には、570万人の人たちが支持署名をしたと記録されている。この憲章（チャーニター）を支持する人たちは「チャーティスト」と呼ばれ、その運動は「チャーチズム」と称された。

国連憲章（1945年）は、世界秩序のあるべき理念を示し、国際連合の目的、原則、組織、機能など基本的な事項を定めたものであり、国連の憲法とも称される。

国際労働機関憲章（1946年）は、ILOの基本的精神、組織、手続きなどの原則を明文

化している。

ヨーロッパ社会憲章（1961年）は、労働者や障害者の権利を規定している。

EU（欧州連合）の基本権憲章（2000年）は、EU域内の市民の政治的、社会的、経済的権利を法的に定めている。

日本では児童憲章（1951年）が、児童の福祉と教育の権利宣言であるとともに、児童福祉法、教育関連法などの諸法律の統一的理念を示すものとして、よく知られている。

以上の例に見られるように、憲章は、法律上の用法としては、ある事柄に関してその原則を明らかにして、関連法規の統一的理念を示すものである。

国際協同組合年を機に政府に制定を求める協同組合憲章も、協同組合の原則を明らかにして、協同組合に関する法制度の統一的理念を示すものとなっている。

（3）中小企業憲章

協同組合憲章草案を策定するうえで、もっとも参考になったのは、2010年6月に閣議決定された中小企業憲章である。

2012国際協同組合年全国実行委員会の第1回会議（2011年8月）で、日本が取り組むべき課題について審議された際、私は協同組合憲章の策定を提案した。それは私が、日本の地域社会の活性化のためには協同組合と中小企業との連携が今後ますます重要になるという考

えを持っていたからである。中小企業憲章と協同組合憲章を基盤にして、中小企業と協同組合が両者の共通理念を探りながら連携を深めていくことが、地域経済の活性化と日本経済の民主化にとって重要な意味を持つ。中小企業憲章が策定されている現在、協同組合陣営も協同組合憲章策定に努力すべきであるというのが、私の考えであった。

（4）中小企業憲章の策定過程

EUは、2000年に「欧州小企業憲章」を制定して、中小企業を「欧州経済のバックボーン」と位置づけた。この「欧州小企業憲章」から学び、日本では中小企業家同友会が、数年にわたる中小企業憲章の制定運動に取り組み、2010年6月2日に「中小企業憲章草案」を確定した。同友会のホームページによれば、この憲章草案は、「日本の経済・社会・文化及び国民生活における中小企業・自営業の役割を正當に評価し、豊かな国づくりの柱にすることを国会が決議し、憲章の精神を実現するために、現行の中小企業基本法をはじめ、諸法令を整備・充実させる道筋を指し示すもの」である。

民間のこの運動に呼応して、中小企業庁は2010年2月に有識者で委員を構成する「中小企業憲章に関する研究会」を設置した。検討を重ねた結果、同年6月18日に「中小企業憲章」が閣議決定された。中小企業庁のホームページによれば、この憲章は、「中小企業の歴史的位付けや、今日の中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示す

ともに、中小企業政策に取り組みにあたっての基本原則や、それをふまえて政府として進める中小企業政策の行動指針を示している。

協同組合憲章を学ぶさいには中小企業憲章が重要な意味を持つので、その全文を本稿の付属資料として掲載した(略)。なお、中小企業憲章については、その策定に深く関わった三井逸友氏の著書『中小企業政策と「中小企業憲章」一日欧比較の21世紀』(花伝社、2011年)が詳しい。

3. 協同組合憲章草案

(1) 憲章草案の目的

協同組合憲章草案は、今日の協同組合の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示すとともに、政府が協同組合政策に取り組みにあたっての基本原則と行動指針を示すものである。

協同組合憲章草案制定の基本的な目的は、①協同組合のアイデンティティと存在価値を協同組合自身が再確認することであり、②協同組合運動に対する社会と政府の認知度を高めることであり、③政府に対しては、協同組合関連の法制度を整備・充実するための指針を示すことである。したがって、協同組合憲章草案は、協同組合の自己宣言(外部に向かっての意見表明)

であるとともに、その宣言内容を実現するための政策提言を行ない、政府に協約を求めるものでもある。協同組合の自己宣言が、政府にたいする政策提言の根拠をなしている。

協同組合憲章草案は、中小企業憲章とほぼ同様に、つぎのように構成されている。

1. 前文(今日の日本における協同組合の社会的価値を明らかにして、憲章制定の意義を示す)。
2. 基本理念(協同組合の基本理念を明らかにして、協同組合を促進するための基本的な考え方を示す)。

3. 政府の協同組合政策における基本原則(政策の前提とすべき基本的な原則を示す)。

4. 政府の協同組合政策における行動指針(政府のとるべき行動指針を示す)。

5. むすび。

6. 付属文書「協同組合のアイデンティティに関する声明」(国際協同組合同盟、1995年)。

協同組合の自己宣言の部分(上記の1と2)は、協同組合が自主的に運動を進めるための基本的な理念を示すものである。政策提言の部分(上記の3と4)は、協同組合が自主的に運動を進めるために必要な政策や法制度上の環境整備を政府に求めるものである。一言で言えば、協同組合憲章草案は、今日の日本における協同組合運動が社会と政府に対して示す「協同組合のアイデンティティに関する声明」である。国際協同組合同盟の「協同組合のアイデンティテ

イに関する声明」(1995年)がその基礎をなしている。

(2) 憲章草案の本文

——資料2、参照。

(3) 憲章草案策定の意義

① 国民的運動とする

憲章づくりは、たんなる作文に終わってはならない。私見であるが、下記のような国民的な規模の運動をつくりあげる契機とするところに、憲章づくりの意義がある。

i. 協同組合の認知度を高める。

憲章制定に向けての国民と政府の合意を形成するためには、憲章支持の署名活動、協同を求めるパレードなど、国民的規模の運動を組織する必要がある。

ii. 各種協同組合の運動の結束力を強める。

各種の協同組合の相互連携を強化する。そのために日本の協同組合全体のナショナル・センターの創設をめざす。

iii. 政府へ働きかける。

政府に協同組合憲章制定のための協働を提議する。政府は憲章を閣議決定し、協同組合の経済的・社会的な基本理念を明示し、政策推進の指針を示す。

iv. 非営利・協同組織の相互連携を強化する。地域に根ざす非営利・協同組織間の連携強化によって地域社会の活性化を図る。

v. 民間非営利セクターを強化する。

民間非営利セクターを強化し、3セクター(政府セクター・営利企業セクター・民間非営利セクター)のベストミックスを実現する。また、そのための法制度の整備を目指す。

② CBOの重要性

協同組合が政府に対する発言力を高めるためには、各種協同組合の個別対応だけでは不十分である。各種協同組合が、一体となって憲章をつくる運動に取り組む、連帯を強化する必要がある。

東日本大震災以降ますます明らかになっているように、現在の泊本社会が緊急に必要としているのは、コミュニティの再建であり地域経済の活性化である。地域社会の復興を担いうる基本的な主体は、いざとなれば地域を捨てることを辞さない大企業ではなく、協同組合、NPO、中小零細企業などの、地域社会に根ざす諸組織である。地域社会に根ざす諸組織は、CBO(C

B.O. (Community-Based Organizations) と略称されるが、いまほどCBOの大連合が求められている時はない。地域社会に根ざす組織として活動してきた協同組合が、その真価を試される時である。

国際協同組合年をたんにイベント開催で終わらせることなく協同組合運動発展の契機とすることが、肝要である。

日本では政府と営利会社が主要な社会組織と認識されているために、法制度も基本的にはそのような社会組織2分法によって整備されている。このような立場から、協同組合に関しても独自性を認めず一般企業なみの取扱いをしようとする論調が強まっている。協同組合のなかにも、このような動向に適応して一般企業を指向する組織がある。このような流れがすすめば、協同組合はそのアイデンティティを失い、競争市場のなかで弱体化せざるをえないであろう。

多くの先進諸国においては、政府セクターと営利企業セクターのほかに民間非営利セクターが独自の存在として認識されている。そのうえで、政府と営利企業と民間非営利組織とが、それぞれの独自性を発揮しながら連携しうるような社会的仕組みが追及されている。

日本においても営利企業と異なる民間非営利組織の独自の社会的役割を認めたい。民間非営利組織にふさわしい法制度が整備されるべきである。

かつて19世紀のイギリスでは人民憲章づくりの運動（チャーティズム）が普通選挙制度成立の歴史的基盤となった。現代を日本のチャーティスト運動（憲章運動）の発展期としたい。

生協の役割について

I 社会の構造

以下では、まず協同組合の社会的な位置と役割について述べ、最後に、まとめとして生協の役割についてコメントする。

協同組合の社会的な位置を示すために、まずは社会全体がどのような構造になっているかを明らかにしておこう。

社会とは何か。生物の集合体である。動物も植物も、同種のもものが集まって、個体の維持と種の保存を図っている。個体の維持と種の保存を図るために生物が集合するとき、そこに社会が成立する。社会とは、生命を生み、育て、守るための生物の集合体である。

社会の一番大切なものは、いのちである。いのちを生み出し、育て、守り、そして次世代に受け継ぐことが、社会の一番重要な機能である。これは生物全てに共通のことである。

それを表したのが、図1である。

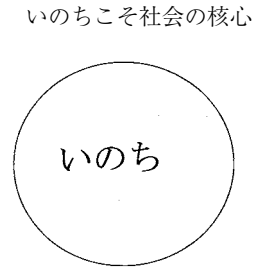


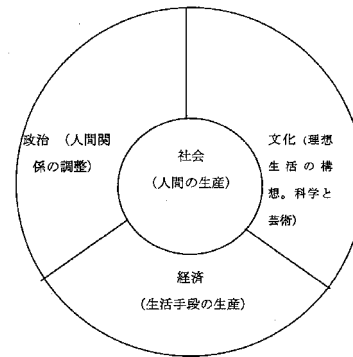
図1 いのちこそ社会の核心

いのちを生み、守り、育てるために必要な活動は、生活と呼ばれている。人間社会の生活は大別すると、社会的生活、経済的生活、政治的生活、文化的生活という4つに分けることが可能である。社会の諸現象を記述する新聞も、社会欄、経済欄、政治欄、文化欄に分けられることが多い。つぎに、これら4つの生活の相互関連を見よう。

図2は、4つの生活の相互関連を示している。図2の特徴は、「社会」の領域が図の中心の位置

を占めているところに見られる。社会、経済、政治、文化のそれぞれの領域が担う生活上の機能という面から見るならば、生命を生み育て守る「人づくり」(人間の生産)を行う「社会」の領域を中心として、それを包むように、人づくりのための「ものづくり」(生活手段の生産)を経済の領域が担当し、人づくりとものづくりのための人間関係の調整を政治の領域が担当し、理想的な生活の構想(科学と芸術)を文化の領域が担当するように位

図2 人づくり中心の生活構造



置づけられている。この図は、人づくりこそが生活の根本的であり、その他の領域における生活は、この人づくりのための手段であるということを意味している。動物にしる植物にしる、すべての生物の社会生活の根本的は、個体の維持と種の再生産である。人間社会も同じで、生命を生み育て守ることが生活構造の中核を占めている。他の生物と異なる人間の特徴は、個体の維持と種の再生産のために、他の生物ができない人間的な独自のやり方で経済行為、政治行為、文化行為を行うという点にある。

経済の役割は、いのちを生み、育て、守るために必要なものやサービスを提供することである。経済活動というと、現在ではすぐに「お金儲け」と考えてしまいがちだが、そうではない。社会を守るための経済。これが本来の経済であり、それを私たちは「社会的経済」と呼んでいる。今日の勉強会は、「社会的経済共育」の勉強会であるが、社会的経済とは、「お金儲けのための経済」ではなく、「社会のための経済」である。

II 社会的な生活と経済的生活

つぎに、「社会的な生活」の意味をさらに明らかにするために、「社会的な生活」と「経済的生活」との関連を歴史的に考察することにしよう。

農業を基本的な産業として生活していた人間社会は歴史上長いあいだ、家族と地域社会を基盤として経済的生活と社会的生活を営んできた。農業社会においては家族と地域社会が生活手段の生産単位であるとともに人間の生産単位でもあった。この歴史的段階では、生活手段の生産の領域である「経済的領域」と人間の再生産の領域である「社会的領域」とは不可分離の結合状態にあった。あるいは、「経済的領域」は「社会的領域」に埋め込まれていた。

ところが、産業革命と経済の資本主義化にもなつて、生活手段の生産を主として資本主義的企業が担うようになると、経済的領域と社会的領域との分離が始まり、産業社会の増大にもなつて家族と地域社会が後景に退いていった。人間の経済は原則として人間同士の社会的関係、すなわち地域のコミュニティのなかに埋まっているものであるが、資本主義化の進展にもなつて経済が市場経済として社会から離れていき、逆に経済システムのなかに人間社会が埋没する、という、まったく新奇な状態が現出する。

経済的領域と社会的領域とが分離し、経済的生活が肥大化すると、それにもなつて社会的生活が衰退化する。企業が占める領域が拡大すると、家族と地域社会が占める生活領域がそれだけ侵食される。企業社会の肥大化につれて、生活全体が企業本位に営まれるようになる。社会的動物としての人間のエコノミック・アニマル化、会社人間化が始まる。家族と地域社会における直接的人間関係の希薄化という状況下で、児童の社会化の遅れと歪みが社会問題となる。人間性の危機の時代が到来する。

Ⅲ コミュニティと組織

現代の社会的経済論は、人を生み育て守る「社会」の領域に着目し、そこで発生する社会問題の解決を第1目的とする組織(民間非営利組織)を重視する。そして、国家セクターと営利組織セクターだけでなく、非営利組織セクターの独自の機能を認めて、国家セクター、営利組織セクター、民間非営利組織セクターのベストミックスのあり方を究明しようとしている。

フランス革命以来、近代社会は自由、平等、友愛のバランスのとれた社会の実現を目指してきた。人類史的に見ると、産業革命が世界中に伝播した19世紀は、資本主義の確立期であった。そこでは自由主義という社会原理が時代を切り開く革新的な役割を果たした。

しかし、自由競争の放任は弱肉強食を伴い、種々の社会問題を生み出していった。これらの社会問題を体制変革によって解決しようとしたのが、平等を原理とする社会主義運動であった。ロシア革命をはじめとする20世紀の多くの社会主義運動は平等を求める社会運動であった。しかしながら、自由を否定するかたちでの平等の追求は経済活動での活力を欠くゆえに失敗せざるをえなかった。

では、自由、平等、友愛のバランスのとれた社会はどのようにして実現可能となるのである

うか。この問題を考察するためには、現代社会の変化の動向に注目する必要がある。今日、種々の社会問題を解決するために、NPOやNGOなどの民間非営利組織が急増し社会的発言力を強化しつつある。

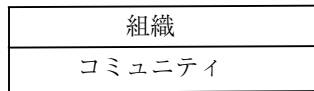
民間非営利組織が今後も世界各地で増加していくとするならば、社会経済システムの問題としては、民間非営利組織の集合を一つの独立の社会領域として認識する必要がある。

一般的に「社会」とは、「人間が集まって共同生活を営む際に、人々の関係の総体が一つの輪郭をもって現れる場合の、その集団」であるが、その集団には「自然的に発生したもの」と、「利害・目的などに基づいて人為的に作られたもの」とがある（『広辞苑』第5版、岩波書店）。今後、前者を「自然的共同体」あるいは「コミュニケイ」、後者を「組織」あるいは「アソシエーション」と呼ぼう。

アメリカの社会学者であるR. M. マッキンヴァーは、一定の地域で営まれる自生的な共同生活としてのコミュニティと、特定の利害関心を追及する人々の結びつきであるアソシエーションとを対置させた。彼によれば、民間非営利組織も国家も営利企業もコミュニティから派生したアソシエーションだということになるが、これらのアソシエーションのうちでも、コミュニティの生活上の種々のニーズの実現を図る民間非営利組織はコミュニティに直結する組織だということになる。

インフォーマルな領域（コミュニティ）が相対的に縮小して、フォーマルな領域が拡大する

図3 コミュニティと組織



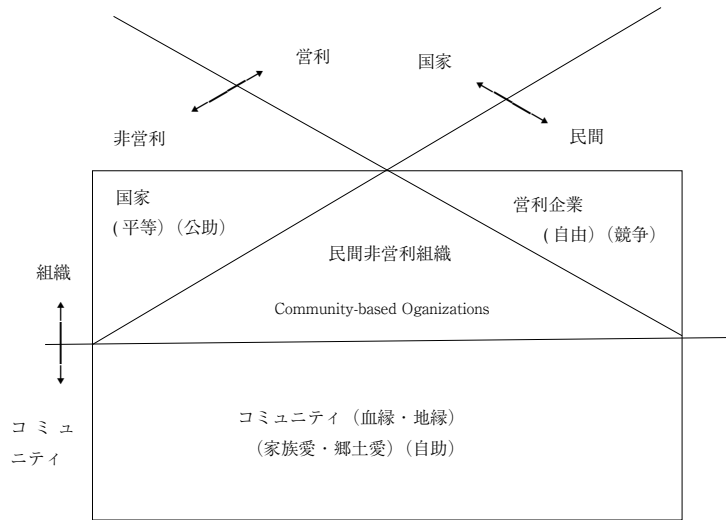
のが、近代社会の特徴であるが、この特徴を端的にあらわすものとして「身分から契約へ」（H. J. メーン）、「ゲメインシャフトからゲゼルシャフトへ」という表現が用いられる。これは、社会関係が個人の伝統的社會への帰属によって決定される社会から、自由な個人間の合意によって決定される社会への歴史的变化を示している。あるいは、コミュニティ、すなわち血縁・地縁関係による人の結びつきから、伝統的共同体から解放された自由な個人の自発的意志によるフォーマルな組織の形成という歴史の動向を示している。

図3、4、5は、コミュニティとアソシエーションとの関係の歴史的变化を示した概念図である。

図3は、最初の段階のコミュニティとアソシエーションとの関係を示している。

コミュニティ（自然的共同体）は、血縁、地縁によって自然的に発生した集団（家族、近隣社会など）である。これらの集団は、生活を営むうえで種々の問題を抱えている。それらの問題を解決するために種々のアソシエーション（組織）がつくられる。初期のアソシエーションは、このように、国家でも営利組織でもなくし生活上の問題を解決するために住民たちがつくった非営利組織であった。図3では、下にコミュニティが、上に民間非営利組織が位置付けられているが、これは、民間非営利組織がコミュニティを母体として生まれたことを示している。

図5 民間非営利組織と国家と営利企業



る。

一方、経済発展につれて分業と市場関係が発展し、生活に必要な物資とサービスの生産と供給を専門にする営利企業がつぎつぎと生まれ、営利企業の集団が一つの社会的セクター（営利企業セクター）を形成するほどの規模になる。図5は、この段階のコミュニティと組織の関係を示している。

図5が示すように、コミュニティの真上にはコミュニティの住人たちの生活問題を解決するためにつくられた自発的な民間非営利組織の集合を示す社会領域がある。その左には住民全体を対象にして生活問題の解決を目指す国家の領域（国家と地方自治体）がある。一番右には市場原理にもとづいて財と

図4 民間組織と国家



つぎの歴史段階では、政治的な組織が発展し、共同体全体のための活動を始め、やがて国家的な組織にまで発展する。初期の段階で共同体の規律維持のためにつくられていた種々の政治組織が、一つの政治権力のもとに統括され、国家組織が成立する。国家が成立した段階では、コミュニティを母体としてつくられていた組織は国家と民間組織に二分される。

図4は、この段階におけるコミュニティと民間組織と国家との関係を示している。

IV 民間非営利組織と国家と営利企業

この概念図の理解を容易にするために、17世紀にイギリスでの宗教的迫害を逃れてメイフラワー号などでアメリカに上陸した人たちなどの例を考えてみよう。彼らは、生活を維持するために、教会という宗教組織をつくり、規律の維持のために政治組織をつくり、生活手段の生産と供給のために経済組織をつくっていった。これらの組織は、一般的に、営利を第一目的とする組織ではなく、社会的な問題の解決を目的とする組織であった。その意味で、これらの組織は、民間非営利組織であり、コミュニティを基礎にしてつくられた組織（CBO）であった。

サービスを提供する民間営利組織の集合を示す社会領域がある。国際的な用語法では、国家領域は第1セクター、民間営利組織の領域は第2セクター、民間非営利組織の領域は第3セクターと称される。

図5における横線は、社会を「コミュニティ」（自然的に発生したもの）と「利害・目的などに基づいて人為的に作られたもの」（組織）という2つ領域に分けている。組織の領域は、さらに「国家」「営利企業」「民間非営利組織」という3つの領域に小区分されている。

右上から左下に向かう斜線は、「国家」（斜線の上）と「民間」（斜線の下）の領域を区分し、左上から右下に向かう斜線は、「営利」の領域（斜線の上）と「非営利」の領域（斜線の下）を区分している。

従来の経済学では、国内経済は、家計セクター、営利企業セクター、国家セクターという3つの基本的セクターから成るとされている。しかし、民間非営利組織の急増という時代状況を前提とするならば、これからの経済社会は、民間非営利セクターを加えた4つの社会領域から構成されるものとして分析されることが妥当性をもつことになる。

経済社会の構造という観点からすれば、家計セクターは消費（生活）の領域であり、他の3つのセクターはすべて生産（生活のための財とサービスの供給）の領域である。すなわち、生活の領域である家計セクターは、他の3セクターの共通の土台をなしている。

生活の場であるコミュニティを維持するために国家セクター、営利企業セクター、民間非

営利組織セクターという3つのセクターが存在する。これが、社会的経済論の社会認識の基本である。この社会認識に合わせて現実社会の変革を求めるのが、社会的経済論の政策提言である。

V 社会的経済論の政策提言

図5が示すように、民間非営利セクターは、社会問題の解決を目指して他の3つの社会領域（コミュニティと国家セクターと民間営利セクター）と連携をとりうる中心的な位置にある。その社会的立場から民間非営利セクターは、内的にも外的にも、連帯することを基本的な理念としている。

このような社会認識を前提として、社会的経済論は次のような政策課題を提示する。すなわち、第一の課題は、民間非営利組織間の協同を強化することによって民間非営利組織セクターを拡大強化することである。第二の課題は、民間非営利組織セクターの枠をさらに拡大して、地方自治体や地元企業など、なんらかのかたちで地域住民に貢献しているあらゆる組織の間の協同を強化して、地域社会活性化のためのネットワークをつくりあげることである。第三の課題は、市民社会における公共的活動を通じて諸個人・諸組織を結びつけ、グラスルーツから公

共性をつくることによって新たな共同体を形成することである。

3つのセクターのそれぞれを支える基本的な理念はなにか。国家セクターは平等であり、市場セクターは自由であり、民間非営利セクターは友愛あるいはその現代的概念である連帯である。

自由原理と平等原理の実現を図るためには連帯原理が不可欠とされる。自由と平等と連帯という三本足に支えられることによって社会の安定性が確保される。

自由と平等の同時成立は不可能だと言われる。すなわち、社会における諸個人の自由競争を前提とすれば諸個人の平等は存在しない。また、諸個人の平等を前提とすれば自由競争は成立しない。しかしながら、自由と平等は、いわば弁証法におけるテーゼとアンチテーゼとの関係にあり、連帯原理を媒介することにより、互いに関係を結び合うことができる。自由と平等のバランスのとれた社会運営を可能とするためには、自由原理にもとづく民間営利セクターと平等原理にもとづく国家セクターだけではなく、連帯原理にもとづく民間非営利セクターが必要とされる。民間営利セクターと国家セクターと民間非営利セクターのベストミックスを追求する混合経済体制の確立が求められる。人間関係の視点からすれば、自由な個人が平等な権利をもつて連帯し協力しあえる社会の確立が求められる。

EU社会を支える基本的原理でもある「補完性の原理」の観点からすれば、コミュニティにおける「自助」を補完する機能を民間非営利セクターの「共助」が果たし、自助と共助を補完する機能を国家セクターの「公助」が担うという関係が求められる。

また、3セクターから成る鼎立社会は、「市場原理を基礎としながらも効率性・公平性・社会性の鼎立を可能とする社会をいかに実現させるか」という問題にたいしてつぎのような方向性を示している。

国家セクターは、公平性を基本原理として運営される。民間営利セクターは、効率性を基本原理として運営される。しかし、公平性と効率性という2本足だけでは社会は安定性を確保しえない。社会性を基本的な運営原理とする民間非営利セクターが十分機能することによって初めて、社会は安定性を確保しうる。

このように、①自由と平等と連帯という三本足に支えられることによって、また、②効率性・公平性、社会性のベストミックスを形成することによって、また、③自助、共助、公助の三者関係をより精緻なものにしていくことによって、社会はその安定性と発展を確保しうる。人間発達も、自由、平等、連帯という3本足によって支えられる社会において保障されることとなる。私は、このような社会を「鼎立社会」と名付けるが、連帯を強調する観点からは「連帯社会」と呼ぶこともできよう。このような「鼎立社会」あるいは「連帯社会」の構築が現代の課題となる。

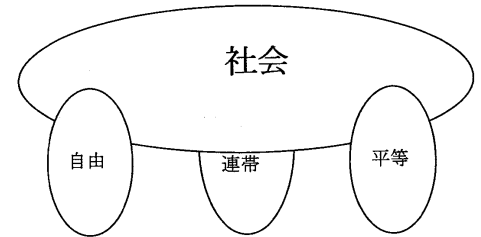


図6 鼎立社会の概念

VI 実践課題

このような鼎立社会を構築するための実践課題はなにか。

第1は、市民を主体とする多様な非営利組織をたちあげ、組織間の協同を強化することによって、非営利・協同セクターを拡大強化することである。

第2は、非営利・協同セクターの枠をさらに拡大して、地方自治体や地元企業など、なんらかのかたちで地域住民に貢献しているあらゆる組織の間の協働を強化して、地域社会活性化のためのネットワークをつくりあげることである。

第3は、市民が公共的活動の担い手となり、諸個人・諸組織を結びつけ、グラスルーツから公共性をつくりあげ、新たな共同体を形成することである。

これらの実践課題を解決するためには、協同組合の果たすべき役割が大きい。

E. F. シューマッハーによれば、地域社会を活性化するためのA B C Dは、Administration (行政) Business (企業) Coordinator (調整者)、

Democratic organizations of community (地域の民主的組織) である。協同組合は、地域社会の活性化のために、行政と企業と民間非営利組織との連携を図る調整者として機能する。

民間非営利組織のうちでも協同組合の占める位置は大きい。ちなみに、EUでは協同組合と共済組織とNPO協同組合とが「社会的経済の組織」と呼ばれている。図5が示しているように、協同組合は、民間非営利組織としてコミュニティを土台としている。しかも、国家の領域と営利企業の領域とに接している。すなわち、コミュニティから生じる問題を解決するために、自ら活動するとともに、国家と営利企業に対して物を申せき立場にある。あるいは、「行政」と「企業」と「地域の民主的組織」の3者間の調整者として機能するために、最適な位置を占めている。協同組合は、社会の要の位置にある。

ここで重要なコンセプトは、CBO (コミュニティを土台とする組織) である。コミュニティを土台にした組織は今後非常に重要になってくるというのが、私の認識である。営利企業は、利益を求めて少しでも儲けのある地域に活動拠点を移していく。つまり、地域、コミュニティに対して、あまり配慮をしない。「企業は、人を捨て、地域を捨て、国を捨てる」とも言われている。これに対して、CBOは、コミュニティを土台とする組織なので、容易なことではコミュニティを見捨てない。コミュニティを大切に作る組織としては、協同組合やNPOの他にも、中小零細企業や自営業者などがある。地元を大切に作る組織の連帯が、今後非常に重要になっ

てくる。

この点は、3・11の東日本大震災以降の状況を見ると非常によく分かる。地元の人々の協同を大切にするのか、あるいは組織を大規模化して効率を優先するのか、こういう2つの分かれ道に我々は今、立たされている。この状況は、宮城県の村井知事と地元の漁協の人たちの対立に象徴的に表れている。

宮城県の漁業をどう復興するのか。村井知事は、民間営利企業を引き入れて、漁業権をそこにも開放し、漁業を効率化することによって漁業の復活を図ろうと提案した。これに対して、漁協は、漁業者全体の調和を図りながら、地元の人たちの協同を支えているので、そこに営利企業を引き入れると、コミュニティに混乱が起これるとして反対した。

これは漁業だけではなくて、協同組合全体が置かれている状況である。効率を優先して復興を図るのか、あるいは、地元住民の協同を優先して復興を図るのか。それが問われている。2つの道の分かれ道に我々は立たされている。この選択は非常に難しい。個人は効率よりは協同を優先したい。協同を土台にしたうえで効率化を図るといふ道を選択したい。

Ⅶ 生協の役割

1. 消費者に関する国際的認識

国際消費者機構（C I）「8つの権利と5つの責任」
8つの権利

- ①生活の基本的ニーズが保障される権利
 - ②安全である権利
 - ③知らされる権利
 - ④選ぶ権利
 - ⑤意見を聞いてもらう権利
 - ⑥救済を受ける権利
 - ⑦消費者教育を受ける権利
 - ⑧健全な環境のなかで働き、生活する権利
- 5つの責任

図6 政府も財の供給者

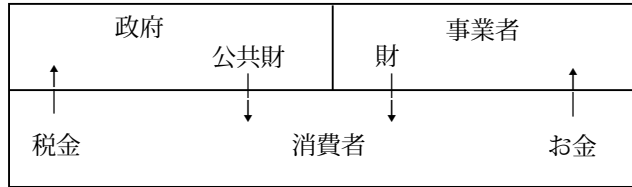
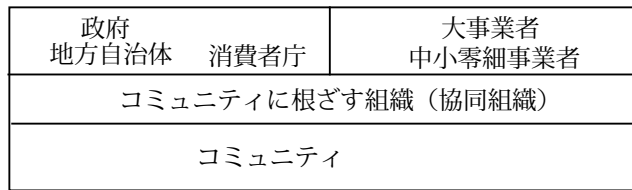


図7 消費者団体の連携対象



様々な分野で活動する地域主体が「消費者」の観点からそれぞれの分野で諸課題に取り組み、行政を含めた多様な主体が連携を図り、課題に取り組んでいくという視点が不可欠である(消費者庁地方協力課、2011年)。

① 消費者問題を多様な主体の共通の課題として位置づける必要がある。そのために、各分野の主体が「消費者問題」についての認識を深める必要がある。認識(気付き)の問題が重要。

② 地域の住民と行政の連携により、「消費者・生活者主役の社会」を実現すると言う目標をはっきりとさせることが重要。

③ 行政は、消費者問題をまちづくりの核心的問題としてとらえ、「生産者優先の行政から消費者重視の行政へ」の移行を図る必要がある。

「消費生活に関わる問題は、高齢者福祉、障害者福祉、子育て、環境、産業振興、観光などあらゆる分野に関連し、多岐にわたっている。しかし、これらの分野で活動する主体にとって、消費生活は必ずしも主要な課題と位置付けられていない。消費者団体をはじめ、地域で多様な主体の連携をどのように実現するか？」

3. 消費者問題を共通の問題として、地域における多様な主体の連携をどのように実現するか？

「消費者の権利の根拠、正当性↓消費者団体と他の協同団体とが連携する必要性」「連帯する責任」「消費者の利益を擁護し、促進するため、消費者として団結し、連帯する責任がある。」

2. 連帯の必要性

- ① 批判的意識をもつ責任
- ② 自己主張し、行動する責任
- ③ 社会的弱者へ配慮する責任
- ④ 環境への自覚を配慮する責任
- ⑤ 連帯する責任

▽事例

- ① モンドラゴン協同組合（アリスメンディアリエタ神父）
 - ② The People's Supermarket
 - ③ NPO「コミュニティ活動支援センター」
- 「天の時は地の利に如かず。地の利は、人の和に如かず」（孟子）。
- ソーシャル・キャピタル（信頼、約束、ネットワーク）の蓄積が重要。
コミュニケーションがコミュニティの基礎。

▽資料1

2012年を「国際協同組合年」と宣言する国連総会決議
「社会開発における協同組合」（A/RES/64/136）

国連総会は、

「社会開発における協同組合」に関する1992年12月16日の決議47/90、1994年12月23日の決議49/155、1996年12月12日の決議51/58、1999年12月17日の決議54/123、2001年12月19日の決議56/114、2003年12月22日の決議58/131、2005年12月16日の決議60/132、及び2007年12月18日の決議62/128を想起し、

協同組合は、その様々な形態において、女性、若者、高齢者、障害者および先住民族を含むあらゆる人々の経済社会開発への最大限の参加を促し、経済社会開発の主たる要素となりつつあり、貧困の根絶に寄与するものであることを認識し、

またあらゆる形態の協同組合による、世界社会開発サミット、第4回世界女性会議、第2回国連人間居住会議（ハビタットII）とその5カ年レビュー、世界食糧サミット、第2回高齢化に関する世界会議、開発資金国際会議、持続可能な開発に関する世界首脳会議、及び2005年世界サミットのフォローアップに対する重要な貢献と可能性を認識し、

先住民族及び農村地域の社会経済状況の改善において協同組合の発展が果たす可能性のある役割を評価し、

国際年や記念日に関する1980年7月25日の経済社会理事会の決議1980/67を想起し、

1. 社会開発における協同組合に関する国連事務総長の報告に留意し、
2. 2012年を国際協同組合年であると宣言し、
3. 全加盟国並びに国際連合及びその他全ての関係者に対し、この国際年を機に協同組合を

- 推進し、その社会経済開発に対する貢献に関する認知度を高めるよう奨励し、
4. 持続可能な開発、貧困の根絶、都市と農村地域における様々な経済部門の生計に貢献することのできる企業体・社会的事業者としての協同組合の成長を促進し、新興地域における協同組合の創設を支援するために更なる行動を取るよう求める国連事務総長の報告書内の勧告に対する加盟国の注意を喚起し、
 5. 各国政府に対して適宜、協同組合の活動に関する法的行政的規制を見直し、とりわけ、適切な税制優遇措置や金融サービス・市場へのアクセス面などでその他の企業体・社会的事業者と同様の活動の場を協同組合に与えることによって、急速に変化する社会経済環境における協同組合の成長と持続可能性を高めるよう促し、
 6. さらに各国政府、関連国際機関及び専門機関に対し、国内及び国際協同組合組織と協力して、世界社会開発サミット、第4回世界女性会議、第2回国連人間居住会議（ハビタットII）とその5カ年レビュー、世界食糧サミット、第2回高齢化に関する世界会議、開発資金国際会議、持続可能な開発に関する世界首脳会議、及び2005年世界サミットの成果の実施とフォローアップにおける協同組合の役割と貢献に、とりわけ以下を行うことによって十分配慮するよう促し、
 - a. 社会開発目標の達成に向けた協同組合の可能性と貢献を、特に貧困の根絶、完全かつ生産的な雇用の創出、社会的統合の強化の面で存分に活用し、拡大し、

- b. 貧困生活者や女性、若者、障害者、高齢者、先住民族などの脆弱層に属している人々が自由意志に基づいて協同組合に存分に参加し、その社会サービスニーズに取り組みめるよう取り計らうための施策も含めて、協同組合の確立と発展を奨励し、促進し、
- c. とりわけ、共同諮問機関及び／または審議会を介した各国政府と協同組合運動間の効果的なパートナーシップの開発や、協同組合に関する法制化、研究、優れた慣行の共有、研修、技術支援、能力育成の改善の、特に管理、監査、マーケティング技術の分野での促進によって、協同組合の発展を支援し可能にする環境を構築するための適切な措置を取り、
- d. 雇用の創出や社会経済開発に対する協同組合の貢献に関する一般市民の認知度を高め、協同組合の活動、雇用、及び社会経済全体に対する影響に関する包括的な研究や統計データの収集を国内及び国際レベルで推進し、統計手法の国際調和によって健全な国内政策の策定を促進する。

7. 各国政府に対し、協同組合運動と協力し、協同組合の能力育成を強化するためのプログラムを、組合員の組織面、管理面、金銭面の技術を高めることなども含めて開発するとともに、協同組合の新技术へのアクセスを高めるプログラムを導入・支援するよう促し、
8. 各国政府及び国際機関に対し、協同組合及び協同組合組織と協力し、農業協同組合の成長を適宜、資金調達の容易化、持続可能な生産技術の採用、農村インフラと灌漑への投資、マ

1ヶケティンぐメカニズムの強化によって促進するとともに、女性の経済活動への参加を支援するよう求め、

9. また各国政府及び国際機関に対し、協同組合及び協同組合組織と協力し、手頃な価格の金敵サービスを全ての人が容易に利用できるようにすることによって包括的ファイナンスの目標を達成できるように、適宜、金融の協同組合組織の成長を促進するよう求め、

10. 各国政府、関連国際組織、専門機関、並びに各地区、国内、及び国際協同組合組織に対し、国連総会決議47/90の宣言に従い、毎年7月の第一土曜日を国際協同組合デーとするよう求め、

11. 国連事務総長に対し、関連の国連その他の国際組織並びに国内、地域、及び国際協同組合組織と協力して、適宜、協同組合の発展に向けた支援環境の実現努力に関する加盟各国への支援や人材開発、技術アドバイス及び研修の支援を続けるとともに、国内及び地域レベルの会議、ワークショップ、セミナーを通して経験と最良の慣行に関する交流を引き続き促進するよう要請し、

12. 国連事務総長に対し、この決議の実施に関する報告書を、国際協同組合年間に既存の資源を使って行うべき活動に関する提案も含め、第66回国連総会に提出するよう要請する。

以上

2012年1月13日

協同組合憲章草案

1. 前文

経済と社会がグローバル化するなか、世界的な金融・経済危機、大規模自然災害等に際して、協同組合は、地域社会に根ざし、人びとによる助け合いを促進することによって、生活を安定化させ、地域社会を活性化させる役割を果たしている。こうした重要な役割を果たしている協同組合を、2012年の国際協同組合年を契機に今後いっそう発展させるための基本的な理念を明らかにし、政府に対して、協同組合全体を貫く協同組合政策の基本的な考え方と方針を明らかにするよう求めるため、ここに協同組合憲章草案を定める。

2. わが国は、2011年3月11日に発生した東日本大震災とそれにとまなう原子力発電所事故によって、これまでの国土開発政策、エネルギー政策、社会経済政策、地域経済と地域社会づくりなどに、根本的な反省を迫られている。

3. 東日本大震災では、政府による公的支援が遅れるなかで、多くの協同組合が、これまで

培ってきた協同のネットワークを活用して、被災住民への支援を積極的に行なった。協同組合以外の分野でも、至るところで市民による多様な被災地支援が行なわれ、共助・協同への関心が高まった。社会を安定化させるためには、自己責任（自助）と政府の援助（公助）だけでは不十分であり、人びとの助け合い（共助）が必要だという社会認識が広まっている。

4. 人びとの助け合いの絆を強化し、無縁社会を友愛と連帯の社会に変え、限界集落の増加・人口減少・雇用の不安定化などで疲弊する地域経済を活気づけ、食料・環境・エネルギーなどのテーマに取り組み、持続可能な社会をめざして未来を切り拓くためには、相互扶助組織としての協同組合の発展が不可欠である。

5. 世界に目を向けても、同じことが言える。世界は現在、経済的不況、格差の拡大、環境汚染、エネルギー問題、多くの発展途上国の人口爆発と先進国の少子高齢化、頻発する地震・津波・噴火などの自然災害により、危機に直面している。とくに、1980年代に始まり90年代に入って本格化した新自由主義にもとづく経済のグローバリゼーションは、世界的に貧困と格差を増大させた。

6. その一方で、多くの国で民主化が進み、社会の主権者としての市民が社会づくりのイニシアチブを発揮するようになってきている。各国の市民社会化の発展にともない、市民たちが協同じて行なう事業と運動としての協同組合の意義と協同組合への期待が世界的に高まっている。

7. 世界的金融・経済危機の下で、加えて、行き過ぎた市場主義への危惧が表明される国際的潮流のなかで、2009年12月、国連総会は、2012年を国際協同組合年と宣言する決議を採択した。この決議は、世界各国の社会経済開発において協同組合がこれまで果たしてきた役割と、今日の社会経済問題の改善に貢献する可能性を評価したうえで、全加盟国の政府と関係者に対して、この国際年を機に、協同組合への認知度を高め、協同組合を支援する政策を検討・整備するよう促している。

8. 国連のこの要請に応えることは、日本の協同組合と政府の責務である。協同組合は、自らの努力によって協同組合運動をいっそう発展させなくてはならない。また、政府は、協同組合の発展を促進するための制度的枠組みを整備しなければならない。

2. 基本理念

1. 近代的協同組合の起源は、19世紀の産業革命のもと、ヨーロッパ各国で労働者、農林漁業者、中小の商工業者、消費者たちが生活を守るために自発的に取り組んだ協同の活動であった。

2. 協同組合は、組合員が出資し共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを満たすために、自発的に手を結んだ人びとの自治的な

組織である（付属文書参照）。協同組合は、相互扶助め非営利の組織として、国民経済の一翼を担っている。その共通の基本理念は、組合員の助け合いと協同であった。協同組合の基本理念は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という言葉に集約されている。協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎としている。また、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他者への配慮といった倫理的価値を停条としている（付属文書参照）。

3. 協同組合は、経済的公正を求めて、経済的弱者の地位の向上に努めるとともに、組合員の出資参加・利用参加・運営参加といった参加型システムを発展させることによって、民主主義を浸透させる学校としての機能を果たしてきた。協同組合はまた、「働きのいのある人間らしい仕事」を創出する主体として、その発展が期待されている。

4. 協同組合の理念は世界中に広がり、現在、国際協同組合同盟（ICA）は、92カ国の協同組合・約10億人の組合員を擁する、世界最大の国際NGO（非政府組織）となっている。

5. 日本は、延べ8026万人の組合員と64万人の職員を擁する、世界でも有数の協同組合が活動する社会となっている。これらの協同組合は、主として農林漁業、商工業、金融、共済、消費生活などの経済の領域で活動してきたが、近年は、組合員のための共益的活動だけでなく、医療・福祉、子育て支援、仕事おこし、買い物困難な人への生活必需品の供給など、地域社会全般にかかわる公益（公共の利益）のための活動を強化させている。

6. 従来、社会全般にかかわる公共的な財とサービスの提供は国家の役割とみなされてきたが、阪神淡路大震災以降、NPO（非営利組織）などの市民組織が取り組む社会貢献活動の重要性が目されるようになってきた。協同組合がこのような活動に取り組む組織としてよりいっそうの役割を果たすためには、協同組合同士の間を強め、地域住民やNPOなどのさまざまな組織と連携し、さらに行政との協働を促進して、地域社会のために活動することが必要である。

3. 政府の協同組合政策における基本原則

社会経済開発に貢献する協同組合の活動を支援する政府や地方自治体（以下、「政府」）の役割は重要である。政府は、協同組合政策に取り組むにあたって、上記の基本理念をふまえたうえで、以下の原則を尊重すべきである。

（1）協同組合の価値と原則を尊重する

国連の「協同組合の発展に支援的な環境づくりをめざすガイドライン」（2001年）と、国際労働機関（ILO）の「協同組合の振興に関する勧告」（2002年）に留意し、ICAの「協同組合のアイデンティティに関する声明」（1995年、付属文書参照）に盛り込まれた協同組合の価値と原則を尊重する。協同組合にさまざまな政策を適用する際は、協同組合の

価値と原則に則った協同組合の特質に留意する。

(2) 協同組合の設立の自由を尊重する

協同組合制度は、すべての市民に開かれている。政府は、市民が協同組合を設立する自由を尊重する。

(3) 協同組合の自治と自立を尊重する

協同組合が積極的に自治と自立を確保・維持することを重視し、政府と協同組合との対等で効果的なパートナーシップを進める。

(4) 協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することを重視する

協同組合が地域社会の持続的発展に貢献することをめざしている点を重視する。震災復興などにあたっては、地域経済の有力な主体として協同組合を位置づける。

(5) 協同組合を、社会経済システムの有効な構成要素として位置付ける

これからの社会経済システムには、多くの人びとが自発的に事業や経営に参加できる公正で自由な仕組みが求められる。そのために、公的部門と営利企業部門だけでなく、協同組合を含む民間の非営利部門の発展に留意する。

4. 政府の協同組合政策における行動指針

政府は、具体的な協同組合政策に取り組みにあたっては、上記の基本理念と基本原則をふまえたうえで、下記の行動指針を尊重すべきである。

〔協同組合の活動の支援〕

(1) 協同組合が地域の社会的・経済的課題の解決に取り組むさい、その活動を支援する

協同組合が安全・安心な食料などの確保、金融や保障（共済）へのアクセス、地域の雇用・福祉・医療・環境・教育問題等の解決に取り組む際、その活動を支援する。

(2) 地域のニーズに即した新たな協同組合の設立を支援する

都市や農山漁村で市民の自主的な経済活動を促進し、就業機会を増やし、災害からの復興や地域社会の活性化を図るために、地域のニーズに即してさまざまな関係者や関係団体が参加できる仕組みを創設する。また、協同労働型の協同組合など、市民が協同して出資・経営・労働する協同組合のための法制度を整備する。さらに、再生可能な自然資源を活用した協同組合による分散型エネルギー供給事業の創設等を支援する。

(3) 地域社会の活性化を図るために、協同組合など地域社会に根ざす諸組織を支援する

地方自治体は、地域社会の活性化を図るために、協同組合振興条例やまちづくり条例などを制定し、協同組合・NPO・自治会など、地域社会に根ざす諸組織を支援する。

(4) 協同組合に関する教育・研究を支援する

協同組合について理解する機会を増やすために、協同組合に関する教育を小学校から学校教育に導入し、大学における協同組合研究の機会を増やす。また、女性、高齢者、障がいのある者、自然災害の被災者たちをはじめ、希望者が協同組合をつくる際には、必要な教育と職業訓練の機会を確保する。

(5) 協同組合の国際的な活動を支援する
地球温暖化、環境汚染・破壊、飢餓、貧困、社会的排除等の諸問題の克服や、多文化共生などに貢献する協同組合の国際的活動を支援する。また、発展途上国の協同組合の育成を支援するために、政府開発援助 (ODA) の拠出等の支援を行なう。とりわけ、国連のミレニアム開発目標への協同組合の貢献を強化するために必要な対策と支援を行なう。

〔適切な協同組合政策の確立〕

(6) 横断的な政策展開が可能な仕組みを設ける
協同組合政策の横断的な推進・調整が可能となる仕組みを行政内に設ける。

(7) 協同組合の制度的枠組みを整備する
協同組合の発展を図るために法制度について必要な見直しを行なうとともに、協同組合を推進するための新しい法制度についての検討を進める。また、税制、会計基準、自己資本規制などについて検討するにあたっては、協同組合の特質に留意する。

(8) 協同組合における定款自治の強化を支援する
協同組合の地域的条件、事業内容、規模などに対応して柔軟な制度設計が可能となるよう、協同組合の事業運営や管理における定款自治の強化を支援する。

〔協同組合の実態把握〕

(9) 協同組合についての包括的な統計を整備する
協同組合が経済活動に与える影響を総合的に評価するために、政府統計のない協同組合分野についても統計づくりを進めることで、包括的な協同組合統計を整備する。

(10) 協同組合の社会的貢献について調査する
協同組合の社会的役割を評価するために、協同組合による人づくり、絆づくり、まちづくり、自然環境保全活動などの社会的貢献について調査し、その結果を公表する。

5. むすび

1. 国際協同組合年を契機として、協同組合は、地域のさまざまな組織、政府や地方自治体との協働を促進し、さらに公益的活動の発展を図る決意を表明する。そして、その過程で協同組合は新しい活動分野をつくりだし、地域の経済と社会のリーダーとしての役割を担う。

2. 政府は、地域社会を活性化するうえでの協同組合の役割を認識し、協同組合の発展を支援する。

以上

付属文書

「協同組合のアイデンティティに関する声明」(国際協同組合同盟、1995年)

〈定義〉

協同組合は、人びとの自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的とする。

〈価値〉

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値を基礎とする。協同組合の創設者たちの伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的価値を信条とする。

〈原則〉

協同組合原則は、協同組合がその価値を実践するための指針である。

第1原則 自発的で開かれた組合員制

協同組合は、自発的な組織であり、性による差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別

を行なわない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のあるすべての人びとに開かれている。

第2原則 組合員による民主的管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織であり、組合員は、その政策立案と意思決定に積極的に参加する。選出された役員として活動する男女は、すべての組合員に対して責任を負う。単位協同組合の段階では、組合員は平等の議決権(一人一票)をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。

第3原則 組合員の経済的参加

組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は、通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも、通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剰余金を次のいずれか、またはすべての目的のために配分する。

- ・ 準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため。その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする。

- ・ 協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため。
- ・ 組合員の承認により、他の活動を支援するため。

第4原則 自治と自立

協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めを行なう場合、または外部から資本を調達する場合には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自治を保持する条件のもとで行なう。

第5原則 教育、研修、広報

協同組合は、組合員、選出された役員、マネジャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育と研修を実施する。協同組合は、一般の人びと、特に若い人びとやオピニオンリーダーに、協同することの本質と利点を知らせる。

第6原則 協同組合間協同

協同組合は、地域的、全国的、広域的、国際的な組織を通じて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。

第7原則 地域社会への関与

協同組合は、組合員が承認する政策にしたがって、地域社会の持続可能な発展のために活動する。

(本稿は、2011年8月26日におこなわれた復興・原発事故 連続講演会での報告に加筆・修正したものです。)

◇現代労働組合研究会のHPへ(TOP)

<http://e-kyodo.sakura.ne.jp/roudou/111210roudou-index.htm>